

第 8 入院基本料等加算の施設基準等

せん妄ハイリスク患者ケア加算の施設基準

「基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示」（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 58 号）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 6 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 5 号）

告示	通知
35 の 7 の 2 せん妄ハイリスク患者ケア加算の施設基準 入院中の患者に対して、せん妄のリスク確認及びせん妄対策を行うにつき必要な体制が整備されていること。	別添 3 入院基本料等加算の施設基準等 第 26 の 6 の 2 せん妄ハイリスク患者ケア加算 1 せん妄ハイリスク患者ケア加算の施設基準 (1) 「A100」一般病棟入院基本料（急性期一般入院基本料に限る。）、「A104」特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料、「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料又は「A317」特定一般病棟入院料を算定する病棟であること。 (2) せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。 2 届出に関する事項 せん妄ハイリスク患者ケア加算に係る届出は別添 7 の 2 を用いること。